

農業者年金のお問い合わせは、お近くの農業委員会事務局またはJAなすの各支店にお尋ねください。

那須町農業委員会事務局 ☎72-6925

那須野農業協同組合

那須支店 ☎72-6111

高久支店 ☎64-1122

伊王野出張所 ☎75-0004

農地転用許可制度

農地を住宅、店舗、資材置場、駐車場など農地以外の土地にすることを転用といいます。農地転用許可制度は優良農地を確保し、計画的な土地利用を推進することが目的であり、転用する場合には農地法に基づく転用許可が必要です。

農地法第4条・第5条許可

▼農地法第4条許可

自己所有の農地を転用する場合に必要な許可です。

▼農地法第5条許可

自己所有農地または採草放牧地について転用目的で売ったり、貸したりする場合に必要な許可です。

農地の所有者だけでなく、その農地を所有者から買ったり、借りたりして転用する者も所有者と連署して許可申請をする必要があります。

▼農地転用許可基準

農用地区域内にある農地や、第一種農地（おむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地や、土地改良事業等の工事を完了した区域内にある農地など良好な當農条件を備えている農地）では、農地転用は原則認められません。また、事業計画どおりに農地

れない場合や、周辺農地の當農条件に支障を生じるおそれがある場合には、農地転用は認められません。

※近年、売電を目的とした太陽光発電設備を農地へ設置したいとの相談が寄せられていますが、農地への再生可能エネルギー発電設備の設置についても、農地法に基づく転用許可が必要です。

なお、優良農地確保の観点から、対象となる農地の立地条件に応じて転用の適否を判断するため、農振農用地や第一種農地への設置は、原則認められません。

農地転用の許可申請をされる方は、申請書およびその内容について、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

▼問合せ 農業委員会事務局

☎72-6925



⑩ 土地改良区の意見書（土地改良区の地区内の場合に限る）
⑪ 他法令の許認可書の写しまたは許認可の手続き状況を証する書面等

は、申請書およびその内容について、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

平成29年 農作業標準料金表

平成29年における農作業標準料金表を次のとおり決定しましたのでお知らせします。
なお、標準料金ですので、圃場条件や作業の難易度等著しく異なる場合は、相互協議の上決定してください。

農作業標準料金表は、町ホームページにも掲載しています。
〈ホームページアドレス〉
<http://www.towatari-mura.lgip.jp/>

▼問合せ 農業委員会事務局

☎72-6925

○稲作・飼料作物等 標準作業料金（抜粋）（単位：円）

稻 作		麦 作	
耕起 (10a)	3,500	耕起・整地(10a)	7,000
荒代 (10a)	3,000	施肥(10a)	1,200
植代 (10a)	4,000	播種(10a)	3,500
育苗 (1 箱)	700	コンバイン刈取(10a)	15,000
田植 (10a)	5,500	飼料作物	
施肥 (10a)	1,200	牧草刈取(10a)	2,000
防除(液・粒・粉剤)(10a)	2,000	飼料作物刈込作業(1梱包)	2,000
防除(ジャンボ剤)(10a)	1,000	飼料作物ラビング(1梱包)	1,000
コンバイン刈取(10a)	15,000	牧草反転集草(10a)	1,000
乾燥 (30kg)	400	サ仰詰込み作業(10a)	15,000
調整 (30kg)	300	手作業・その他	
大豆・そば		農作業一般	7,000
播種 (10a)	3,500	堆肥散布(完熟) (2t)	2,000
コンバイン刈取(10a)	9,000	機械移動(片道)	5,000